

令和 5 年度

公 示 用

設 計 書

業務名

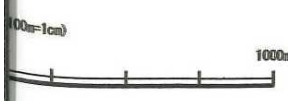
東部緑地施設改修業務

札幌市 厚別区 土木部

業務位置図 S=1:10,000



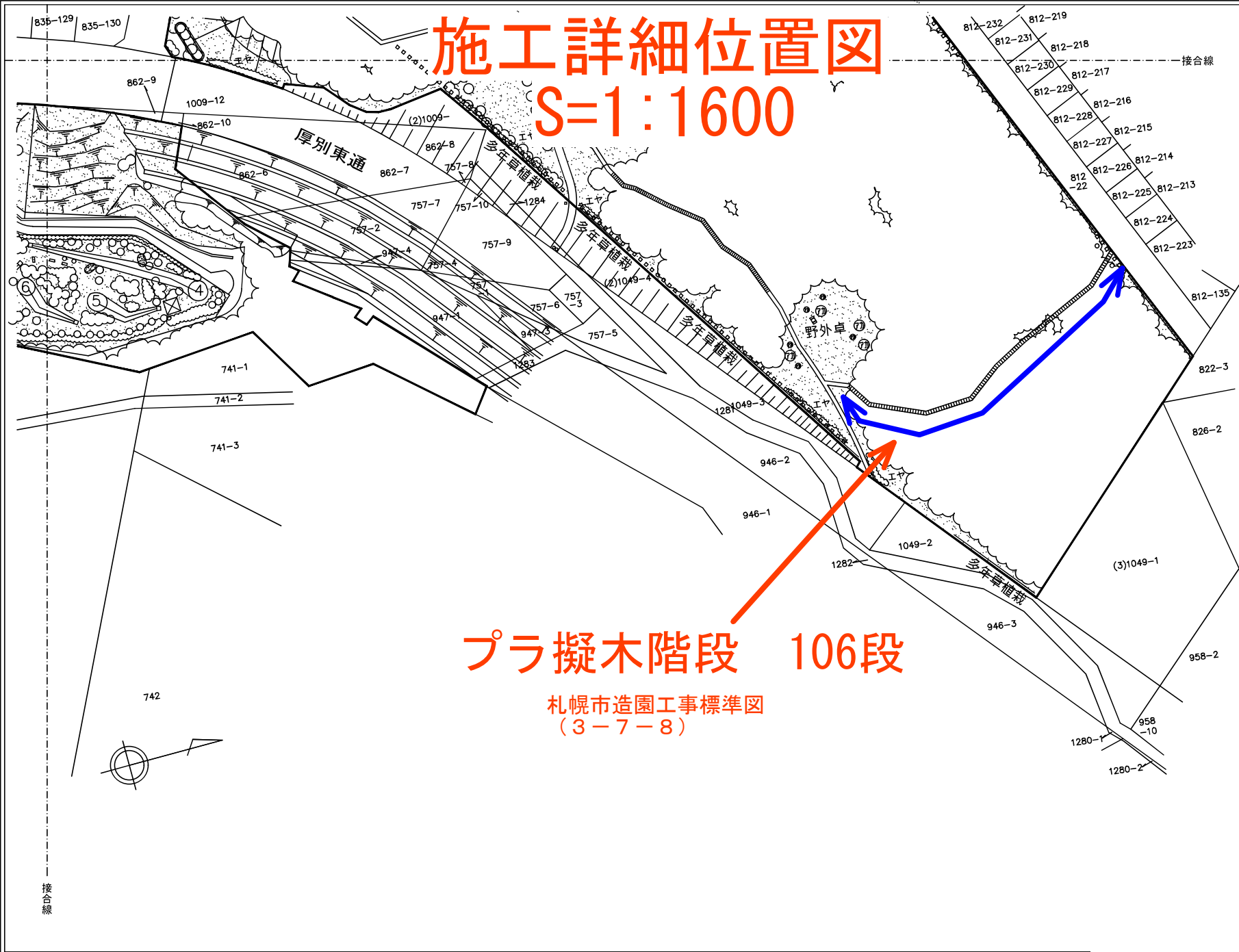
東部緑地



大 地 図

施工詳細位置図

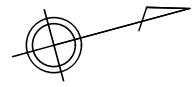
S=1:1600



プラ擬木階段 106段

札幌市造園工事標準図
(3-7-8)

凡 例	
○	汚水 枺
□	雨水 枺
⊖	制水 枺
Ⓜ	マンホール
	石 積 (傾)
	石 積 (直)
	コンクリート擁壁 (傾)
	コンクリート擁壁 (直)
	ブロック (傾)
	ブロック (直)
	ブロック塀
	板 塀
	生 垣
	金 網 柵
	鉄 柵
	投 光 器
	照 明 灯
	北 電 柱
	電 話 柱
	街 路 灯
	消 火 栓



接合線

業務名 東部緑地施設改修業務

内 訳	総委託費	円
	業務委託費	円
	消費税等相当額	円

業務説明

1. 業務説明

本業務は、平成9年度に施工された木製階段が腐朽したため、補修するものである。

2. 業務大要

擬木階段設置 106段

3. 業務期間

契約書に示す着手の日から令和5年8月31日までとする。

4. 仕様書

札幌市土木工事共通仕様書、札幌市土木工事標準設計図集、札幌市造園工事標準図による。

5. 特記仕様書

- (1)業務内容について、着手後、業務主任と十分協議すること。
- (2)施工箇所等詳細については、着手後の業務主任が指示するものとする。
- (3)本公園利用者及び補修施設付近の歩道利用者の安全管理を徹底すること。
- (4)使用資材の品質等について、着手後、業務主任の指示のとおりとする。
- (5)業務作業の日誌及び写真を提出すること。詳細は着手後、業務主任の指示のとおりとする。
- (6)特定外来生物(植物)が確認された場合は、速やかに業務主任に報告の上、取り扱い等について事前に協議すること。
- (7)業務の遂行において仕様書等に明示されていない事項があるとき、または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議し定めるものとする。

6. 提出成果品

- 1) 報告書 (A4版) 1部

7. 納品先等

各資料および電子データを、厚別区土木部に納品すること。